

事務連絡  
令和4年5月20日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
各都道府県・指定都市文化行政事務主管課  
東京都23区特別区文化行政事務主管課  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文化庁参事官（芸術文化担当）

令和3年度補正予算事業「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」  
第2次募集について（周知依頼）

文化庁「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止せざるを得なかった文化芸術の鑑賞・体験事業の再興支援として、標記事業（8月以降実施分）を実施します。

については、標記事業の実施を希望する学校の募集を行いますので、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び各学校を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課、各公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、東京都23区特別区文化行政事務主管課におかれては、区内の学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対し、御周知くださるようお願いいたします。

なお、第1次募集同様に、原則、学校からの申請を直接事務局（近畿日本ツーリスト株式会社）が受けることと致します。とりまとめ後、申請結果等については連絡致します。

本件の申請に必要な様式等は下記 URL よりダウンロードするよう学校へ周知ください。  
(URL: [https://www.kodomogei.jutsu.go.jp/taiken/r3\\_yosan\\_info2.html](https://www.kodomogei.jutsu.go.jp/taiken/r3_yosan_info2.html))

【本件担当】

文化庁参事官（芸術文化担当）付  
学校芸術教育室芸術教育推進係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL 03-6734-2835

E-mail [artedu@mext.go.jp](mailto:artedu@mext.go.jp)